

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、奈良地方法務局長から次のとおり公共測量を終了したことに ついて通知がありました。

令和四年二月十五日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（不動産登記法第十四条第一項による地図作成）
- 二 測量の地域 磯城郡田原本町の一部（北部）
- 三 測量の終了年月日 令和四年一月二十七日